

令和2年度  
相模原市  
監査等の結果

令和3年11月  
相模原市監査委員

## 目 次

<b>第 1 章</b>	<b>令和 2 年度の監査実施状況</b>	1
第 1	財務監査	1
第 2	行政監査	6
第 3	小・中学校監査	9
第 4	工事監査	9
第 5	財政援助団体等監査	12
第 6	住民請求監査	16
第 7	監査の結果から把握した不適正な事例の主な要因	22
<b>第 2 章</b>	<b>令和 2 年度の検査実施状況</b>	25
第 1	例月現金出納検査	25
<b>第 3 章</b>	<b>令和 2 年度の審査実施状況</b>	26
第 1	決算審査及び基金運用状況審査	26
第 2	健全化判断比率審査及び資金不足比率審査	36

監査結果の詳細については、相模原市のホームページに掲載しています。

ホームページアドレス

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/kansa/index.html>

## 第1章 令和2年度の監査実施状況

令和2年度の監査に当たっては、重点的に取り組むべき事項を定め、監査結果が事務・事業の改善に資することとなるよう指導監査を第一義として、これまでの監査結果を踏まえて誤りや不正等が発生するリスクを考慮した上で、実施方法及び実施手続を定めて監査を実施した。

### 【重点的に取り組むべき事項】

複数の局、区等により横断的に実施されている事業又は複数の局、区等に共通・関連する事項

過年度に指摘事項等とし、その後措置が講じられた事項

これまで監査を実施していなかった事項

### 第1 財務監査

#### 1 実施方法

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象として、正確性、合规性のほか、経済性、効率性及び有効性の観点から局、区等を単位として実施した。監査対象の選定に当たっては、原則3年間で全ての局、区等を網羅するものとし、過去の実施状況を勘案して決定した。

令和2年度は第1期、第2期及び第3期に分けて実施し、監査対象年度は第1期が令和元年度分及び令和2年度分、第2期及び第3期は令和2年度分とした。ただし、必要に応じて対象年度以前に執行した事務についても対象とした。

#### 2 実施手続

- (1) 監査委員は、実施計画を策定する。
- (2) 監査委員は、市長及び監査対象の執行機関の長に対して監査の実施を通知する。
- (3) 事務局長は、監査対象の課・機関の長に対して調査の実施を通知する。
- (4) 事務局において、調査を実施する。
- (5) 事務局長は、監査委員に対して、調査の結果を報告する。
- (6) 監査委員は、監査を実施し、その結果を講評する。
- (7) 監査委員は、議会、市長及び監査を実施した執行機関の長等に対して、監査の結果を提出し、公表する。
- (8) 監査委員は、指摘事項、注意事項について適時状況の確認を行うとともに、議会、市長又は執行機関の長等から監査の結果に基づき講じた措置の内容について通知があったときは、当該措置について公表する。
- (9) その他の事項については、相模原市監査基準(平成29年監査委員訓令第1号)の規定に基づくものとする。

### 3 監査対象部局及び監査実施日

監査対象部局	監査実施日
市民局	令和2年10月5日
総務局及び環境経済局	令和2年12月24日
議会局及び教育局	令和3年2月26日

### 4 監査の結果

区分	件数
指摘事項	5件
注意事項	5件
意見	1件
計	11件

区分の説明
<p>指 摘 事 項 ... 事務の執行や事業の管理が違法又は不当な事項について、不適切なものとして是正を求めるもの</p> <p>注 意 事 項 ... 指摘事項に至らない内容で、監査委員が注意を必要と判断したもの</p> <p>意 見 ... 組織及び事務運営のより一層の効率化・合理化等を求めることが必要と判断したもの</p>

#### (1) 指摘事項

##### ア 環境経済局

概 要	措置公表日
<p><b>【負担金、補助及び交付金の支出に関する事務(農政課)】</b></p> <p>平成31年度認定農業者育成事業補助金において、次のような事例が見られた。</p> <p>補助金の交付手続を確認したところ、相模原市認定農業者育成事業補助金交付要綱(平成8年4月1日施行。以下「交付要綱」という。)第4条第1項に規定する補助金の交付を要望する認定農業者(以下「要望者」という。)から市長への補助金等交付要望書の提出は確認できず、認定農業者連絡会(以下「連絡会」という。)が作成した補助金要望書(一覧)により交付の要望が行われていた。</p> <p>要望者から補助金等交付要望書の提出が確認できないことから、要望者から連絡会への委任を規定する交付要綱第4条第2項は適用されず、要望者から連絡会への委任がないままその後の手続をしていた。</p>	<p>令和3年 4月27日</p>

イ 議会局

概 要	措置公表日
<p><b>【需用費(印刷製本費)の支出に関する事務(政策調査課)】</b></p> <p>さがみはら市議会だより定例号・臨時号の契約において、次のような事例が見られた。</p> <p>仕様書では、定例号・臨時号各号の発行部数について予定部数を示し、別途発注書で確定部数を指示することが規定されている。臨時号の発行において発注書により確定部数を181,200部と指示し、その部数の納品が行われたが、仕様書における予定部数である190,500部が記載された納品書及び請求書を受領し、請求書記載の額を支出したため22,506円の過払いが生じていた。</p>	<p>令和3年 3月26日</p>

ウ 教育局

概 要	措置公表日
<p><b>【委託料の支出に関する事務(学校保健課)】</b></p> <p>相模原市立中学校給食調理業務委託(Aブロック)において、次のような事例が見られた。</p> <p>(ア) 契約事務について</p> <p>中学校給食調理業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)において、「委託食数は、発注者が給食実施日の3日前までに受注者に指示するものとし、予備食の数を含まない」旨を規定しているが、受託事業者から提出された業務完了届には予備食の数を含む件数が報告され、当該件数を委託食数として支出していた。</p> <p>委託食数は支払いの根拠であるにもかかわらず、予備食の取扱いについて仕様書の規定を見直すことなく企画競争を実施し、本契約において従前の契約と同様の取扱いをしていた。</p> <p>(イ) 支出事務について</p> <p>a 令和2年5月分の支出については、新型コロナウイルス感染防止に係る学校の臨時休校に伴い、デリバリー給食の提供中止期間における人件費や車両リース料等に係る必要経費を対象とするものである。</p> <p>請求書を確認したところ、内訳には消費税の課税対象外である人件費が含まれていたが、請求金額は、内訳合計額に消費税相当額(地方消費税相当額を含む。)を加えた額となっていた。</p> <p>その後の調査において、正しい請求金額は、内訳合計額であることが確認されたため、消費税相当額として支払った241,608円は過払いであることが判明した。</p> <p>b 令和2年10月分の業務完了届において、前月分の追加給食の</p>	<p>令和3年 9月6日</p>

件数が二重計上され、1食分が過払いとなっていた。	
<p><b>【扶助費の支出に関する事務(学務課)】</b></p> <p>岩本育英奨学金の給付事務において、次のような事例が見られた。</p> <p>当該奨学金は、通常は各学期の終了後にその学期分を給付するところ、「相模原市岩本育英奨学金奨学生の手引き」(令和2年度版)において、新1年生については希望に応じて4月及び5月分を5月末までに給付することができるものとされており、3名の希望者に対し5月29日付けで給付が行われていたが、給付台帳に実績を記載する際に1名について誤って別の奨学生の欄に記載していた。そのため、1学期分の給付において、4月及び5月分の給付実績の記載が漏れていた奨学生については、当該月分が重複し過払いとなっており、4月及び5月分の給付実績がないにもかかわらず給付済みであると記載されていた奨学生については、当該月分が給付漏れとなっていた。</p>	令和3年 3月26日

(2) 注意事項

ア 市民局

概 要
<p><b>【委託料の支出に関する事務(文化振興課)】</b></p> <p>相模原市次期さがみはら文化振興プラン策定支援業務委託において、次のような事例が見られた。</p> <p>次期さがみはら文化振興プラン策定事業は、事業期間を2か年度とし、経費として平成30年度に調査業務委託、令和元年度に策定支援業務委託を計上する計画であった。当初は、専門性を有する業者にそれぞれ委託することが妥当であるとして、平成30年度については、指名競争入札を実施し契約を締結していた。しかし、令和元年度の業者選定に当たり、前年度の業務と一体性があり業務内容を熟知していることを理由に、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するとして、平成30年度の契約相手方と1者随意契約を締結していた。</p> <p>業務の一体性や継続性が想定され複数年度にわたる事業については、当初の契約時において業務全体を対象とした企画競争等による業者選定の実施や長期継続契約の選択について検討を行った上で契約事務を執行するよう注意する。</p>
<p><b>【負担金、補助及び交付金の支出に関する事務(文化振興課)】</b></p> <p>相模原市総合写真祭フォトシティさがみはら実行委員会補助金において、次のような事例が見られた。</p> <p>本補助金は、相模原市総合写真祭フォトシティさがみはら補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第2条の規定により実行委員会の事業に要する経費を補助対象経費として、前金払で交付されていた。</p> <p>前金払は、金銭債務の履行期限前に確定した債務金額を支払うものであるところ、</p>

本補助金の決算では各支出項目について予算額と決算額に相違が見られ、金銭債務の履行期限前に確定した債務金額となっていないことから、前金払いではなく概算払いでの交付が適当であると思料する。

また、本事業は、補助金のほか、企業等からの協賛金や広告料収入、ガイドブック売上収入、繰越金を財源として実施している。決算において収支残額は、基金への積立金及び翌年度事業への繰越金として処理されていたが、交付要綱第2条では実行委員会の事業に要する経費を補助対象経費としていることから、収支残額の一部には補助金が含まれるものと解される。本来そのような事業であるならば、補助対象経費を明確にする必要がある。

今後は、補助対象経費と支出方法の整合性を見直すとともに、交付要綱や交付決定通知において補助対象経費の明確化を図るなど、適切に事務を執行するよう注意する。

## イ 環境経済局

概 要
<p><b>【委託料の支出に関する事務(橋本台環境事業所)】</b></p> <p>橋本台環境事業所管理棟清掃業務委託において、受注者から提出された作業日報に、契約書の作業基準表に定められた業務内容の一部について、実施した旨の記載が確認できない事例が見られた。</p> <p>今後は報告書類の記載内容を十分に確認するなど、適切に事務を執行するよう注意する。</p>

## ウ 教育局

概 要
<p><b>【委託料の支出に関する事務(学務課、学校保健課)】</b></p> <p>学務課の相模原市立小・中学校一般廃棄物収集運搬処分業務委託(A地区)他(以下「学校ごみ委託」という。)及び学校保健課の相模原市立小学校給食室及び中学校一般廃棄物収集運搬処分業務委託(A地区)他(以下「学校給食ごみ委託」という。)において、次のような事例が見られた。</p> <p>ア 学校ごみ委託の入札資料を確認したところ、業務委託概要において、落札者は他2件の一般廃棄物(所管課は学校保健課及び子ども・若者支援課)について契約する予定である旨が記載されていた。また、入札資料に併せて当該2件の業務委託概要の写しを参考配布していた。</p> <p>イ 学校給食ごみ委託の契約を確認したところ、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号(その性質又は目的が競争入札に適しないもの)を適用し、学校ごみ委託の契約業者を相手方に、同委託の契約単価を採用した一者随意契約を締結していた。</p> <p>そのような契約関係であるならば、入札において、あらかじめ対象とする全ての契約に関する業務内容や予定数量等の見積条件を明確に提示する必要がある。</p>

今後は、関係課において契約内容を精査し、見積条件を統合した入札を実施するなど、適切に事務を執行するよう注意する。

### (3) 意見

#### ア 総務局

概 要
<p><b>【ソフトウェア等のライセンス契約の費用に係る支出科目について(情報政策課)】</b></p> <p>情報政策課の「情報通信技術に関するレポート閲覧及びアドバイザーサービスライセンス」の契約について、この契約の主な内容は、相手方の所有するレポートの閲覧と本市のICTの活用推進に関するアドバイスを受けるというものであるが、販売形式がライセンス販売であることから支出科目は需用費(消耗品費)となっていた。</p> <p>地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)別記「歳出予算に係る節の区分」備考には「節及びその説明により明らかでない経費については、当該経費の性質により類似の節に区分整理すること」とされており、当該支出科目についてはその性質により区分すべきものである。</p> <p>また、同課におけるソフトウェア等のライセンス契約一般もライセンス販売という理由により需用費(消耗品費)となっていた。</p> <p>ソフトウェア等のライセンス契約の費用に係る支出科目については、庁内での統一性が必要と考えられるため、情報システムに関する支援等を所掌する情報政策課において、契約に係る調査及び指導を所掌する契約課、支出負担行為の確認及び支出命令等の審査を所掌する会計課等と協議の上、その性質に着目し考え方を整理することを検討されたい。</p>

## 第2 行政監査

### 1 実施方法

財務監査の対象とした局、区等に対し、重点調査項目として監査の結果に基づき措置が講じられた事項等について、財務監査と併せて監査を実施した。

上記の監査とは別に、社会の動向や本市を取り巻く内外の諸状況等を勘案した上で、複数の局、区等に横断的に実施されている事業について時宜に適ったテーマを定めて実施した。

いずれの監査も、市の事務執行の経済性、効率性及び有効性のほか、正確性及び合規性を観点として実施した。

### 2 実施手続

財務監査と同様である。

### 3 監査対象部局及び監査実施日

#### (1) 行政監査(財務監査と併せて実施)



監査対象部局等	監査実施日
市民局	令和2年10月5日
総務局及び環境経済局	令和2年12月24日
教育局	令和3年2月26日

(2) 行政監査(単独実施)

監査対象課等	監査実施日
AEDを設置している市の関連施設の所管課等	令和3年2月17日

4 監査の結果

(1) 行政監査(財務監査と併せて実施)

重点調査項目として「監査の結果に基づき措置が講じられた事項等について」をテーマと定め監査を実施した結果、監査基準及び令和2年度財務監査及び行政監査実施計画に基づき監査した限りにおいて、指摘事項となった不適正な事務処理について、その発生原因の分析は適切に行われ、組織としての事務管理・執行体制の見直しが適切に実施されていた。

(2) 行政監査(単独実施)

「市の関連施設に設置された自動体外式除細動器(以下「AED」という。)の設置及び管理の状況等について」をテーマに定め、市の関連施設におけるAEDの設置及び管理の状況が適切か、設置施設の職員はAEDを含む心肺蘇生の講習を受講しているか、市民に対するAEDの普及・啓発活動が実施されているか等を検証し、緊急時にAEDが適切に使用できる環境が整備され、利用者等の安全・安心が確保されることを目的として行政監査を実施した。

区分	件数
検討すべき事項	1件
意見	2件
計	3件

ア 検討すべき事項

概要	措置公表日
<p><b>【AEDの管理状況について(緑区役所区政策課)】</b>            緑区合同庁舎1階及び5階に設置された各1台のAEDについて、本体の耐用期間が平成31年3月13日までであったにもかかわらず、令和2年7月までの約1年4か月の間、設置・運用が継続されていたことを確認した。</p>	令和3年 3月26日

## イ 意見

### 概 要

#### 【A E D設置施設におけるA E D機器の適切な運用について】

##### ア 日常点検について

今回の調査において、本市のA E D設置施設の一部で日常点検が適切に実施されていない等の事例が見られた。救命救急で使用される際に管理の不備により性能が発揮できない事態は厳に避けなければならない。

近年普及するA E Dは、点検担当者が実施する日常点検や消耗品の管理を納入業者が通信によって遠隔から補助するリモート監視機能を備えるなど多機能化が進んでおり、A E D設置施設においては、改めてA E Dの点検担当者の配置や日常点検の在り方について確認を行うとともに、設置機器の仕様に応じた適切かつ効率的な日常点検を検討されたい。

##### イ A E Dの表示について

今回の調査において、特段の理由なく「設置施設表示」、「誘導案内表示」のいずれか、あるいは両方がなかった事例が一部の施設で見られた。

A E D設置施設においては、A E Dの配置場所や表示が適切かどうかを改めて確認するとともに、ガイドライン等を参考として施設利用者にできる限り分かりやすい表示を心掛けるよう努められたい。

##### ウ A E Dを適切に使用できる体制づくりについて

今回の調査において、所属職員の救命講習等の受講状況を把握しているA E D設置施設は全体の約7割であった。設置施設においては、人事異動等による救命講習等受講者の動向に留意するとともに、いざという時にA E Dを適切に使用できる体制づくりを推進し、施設利用者の安全に資するよう配慮されたい。

#### 【A E D設置施設に対する情報提供について】

消防局ではA E Dの設置を推進しており、応急手当の普及啓発に関する事務を所管している救急課においては、市の関連施設に設置されたA E Dの配置状況や台数について、毎年5月頃に全庁向けの調査(以下「全庁調査」という。)を実施し、この情報に基づいて市A E Dマップ等の更新を行っている。

全庁調査に係る依頼文では、「電極パッド及びバッテリーの交換時期を確認するなど適正な管理に努めてください」などの一文が添えられ、A E D設置施設に対し機器の管理に関する注意喚起が併せてなされているところであるが、一方で、「A E Dの管理や運用に当たって何を参考にすればよいのか分からない」といった意見も今回の調査で一部の施設関係者から聞かれた。

救急課においては、全庁調査の機会などを捉えて、A E Dの管理等に関する留意点を簡潔にまとめた文書を発出するなど、更なる情報の発信について検討されたい。

### 第3 小・中学校監査

市立小・中学校等を対象とした財務監査・行政監査は、国、県の新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、小・中学校等が臨時休業となり、自宅における学習支援・指導を実施していた状況等に鑑み、中止した。

### 第4 工事監査

#### 1 実施方法

市の執行する土木工事、建築工事等の計画、設計、積算、契約及び施工が適正に行われているかについて、正確性、合規性、経済性、効率性及び有効性、併せて工事の安全性を観点として実施した。

第1期の工事監査は、契約金額、工種、設計変更、入札方法及び工事の進捗状況を総合的に勘案し、対象とする工事を抽出して行った。

また、第2期の工事監査は、工事請負費及び需用費の施設修繕料を対象として、第3期の財務監査に併せて実施した。

#### 2 実施手続

財務監査と同様である。

第1期は、専門的な知識を活用するため、技術士の資格を有する者を擁する団体に、計画、設計、積算及び施工技術の調査を委託して実施した。

#### 3 監査対象工事、対象課及び監査実施日

監査対象工事		監査対象課	監査実施日
第1期	公共下水道境川第28バイパス雨水幹線整備工事	都市建設局下水道部 下水道整備課 財政局財政部契約課 都市建設局技術監理課	令和2年 11月10日
第2期	ア 市立上溝南中学校B棟校舎改造工事	教育局教育環境部 学校施設課	令和3年 2月26日
	イ 市立上溝南中学校B棟校舎改造電気設備工事		
	ウ 市立上溝南中学校B棟校舎改造機械設備工事	財政局財政部 契約課	
	エ 市立大野南中学校屋内運動場改修工事	都市建設局 技術監理課	
	オ 市立大野南中学校屋内運動場改修電気設備工事		
カ 市立串川中学校屋内運動場改修工事			

		キ 市立串川中学校屋内運動 場改修電気設備工事	
需用費の 施設修繕費		ア 市立旭小学校 A・B 棟普 通教室外雨漏り修繕	教育局教育環境部 学校施設課
		イ 大沼公民館他 2 館女子ト イレ洋式化修繕	教育局生涯学習部 生涯学習課
		ウ 相模原市立総合体育館体 育室壁面修繕	教育局生涯学習部 スポーツ課
		エ 相模原球場ダッグアウト 内ベンチ修繕	

#### 4 監査の結果

区分	第 1 期	第 2 期
指摘事項	0 件	1 件
注意事項	0 件	2 件
意見	2 件	0 件
計	2 件	3 件

##### ( 1 ) 指摘事項 ( 第 2 期 )

概 要	措置公表日
<p><b>【工事内容の変更について(市立上溝南中学校 B 棟校舎改造工事)】</b></p> <p>工事内容の変更について調査したところ、工事費の増額が見込まれたことから、工事費の調整を図るため、自転車置場の建築を取りやめ、既存の工作物を利用し、再設置することとしていた。</p> <p>これにより、自転車置場に係る直接工事費 867,291 円を減額し、直接工事費 150,000 円とこれに生じる諸経費と消費税相当額を執行していた。</p> <p>しかしながら、再設置した工作物は、単管パイプ等の簡易な材料で設置され、建築基準法に抵触する恐れがあるとして、工事完了の約 1 年後に撤去されていた。</p> <p>結果として、再設置した工作物の費用は、不適切な支出となった。</p> <p>今後は、工事内容の変更には、各種法令や学校施設における事故防止の観点から、安全性の確保を重視し、適正に工事を執行されたい。</p>	令和 3 年 3 月 26 日

##### ( 2 ) 注意事項 ( 第 2 期 )

概 要
<b>【設計、施工時における建物構造等の確認と、適切な監督業務について(市立上溝</b>

**【南中学校 B 棟校舎改造工事】**

建具改修に伴う壁の撤去の変更について工事打合せ書を調査したところ、一部撤去を予定していた壁が耐震壁であることから、壁の撤去を行わず建具の形状変更として、工事費の増額変更を行っていた。

本来は、この工事の設計段階において当該壁が耐震壁であることを確認し、設計を行うべきものである。

今後は、設計段階、施工段階において建物の構造等を十分に確認し、適切に監督業務を執行するよう注意する。

**【工事監督記録簿の管理について(市立上溝南中学校 B 棟校舎改造工事、市立串川中学校屋内運動場改修工事)】**

工事監督記録簿について調査したところ、必要な事項の工事監督記録簿への記録が確認できなかった。

今後は、監督員の職務内容を再認識し、各施工段階の指示、承諾、打合せ決定事項などを記録し、適切に工事監督業務を執行するよう注意する。

( 3 ) 意見 ( 第 1 期 )

概 要
<p><b>【施工計画書について(公共下水道境川第 2 8 バイパス雨水幹線整備工事)】</b></p> <p>本工事の施工計画書を確認したところ、セグメントの接手(つぎて)構造に係る説明や緊急資機材の一覧表など、記載することが望ましい情報が省略されている事例が見られた。</p> <p>施工計画書は、完成までに必要な手順や工法等に関する情報を記載し、円滑な工事管理に資することを目的として作成するもので、工事着手前に市に提出される書面である。</p> <p>今後、施工計画書の収受に当たり、必要に応じて工法等に関する情報を図等により簡明に表示することや緊急資機材の保管管理に係る情報を当該書面に盛り込むことを工事管理指標に加えるなど、適切な工事管理に向けた一層の配慮に努められたい。</p>
<p><b>【労働災害防止について(公共下水道境川第 2 8 バイパス雨水幹線整備工事)】</b></p> <p>安全管理について確認したところ、「建設工事に従事する労働者に対する労働安全衛生教育実施報告書」に、労働安全衛生教育実施者及び受講者の氏名を記した書面が添付されていることを確認できなかった。</p> <p>後日、安全衛生教育が適切に実施されていたことは確認できたが、今後、これらの書面を一括して保管管理するよう助言を行うとともに、安全衛生教育の実施に際しては発注者も適宜立ち会うなど、公共工事の安全施工に向けた更なる取組を進められたい。</p>

## 第5 財政援助団体等監査

### 1 実施方法

財政援助を行っている団体、出資団体、債務保証団体、信託の受託者及び公の施設の指定管理者に対する監査は、団体において当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを観点として、次のとおり実施した。

併せて、監査対象団体を所管する市の局部等の当該団体への指導、監督が適切に行われているか等についても監査を実施した。

#### 【指定管理者監査】

公の施設の指定管理者に対しては、当該施設の設置目的を達成するために効果的な管理が行われているかについて、経営成績及び財政状態等を踏まえつつ、管理に係る事務の執行及び収支会計経理の事務が、協定書等に基づき適正に行われているかという合規性、市民サービスの向上が図られているかという有効性を観点として実施した。

なお、令和2年度は、第1期の公益社団法人相模原市病院協会に対する財政援助団体監査について、新型コロナウイルス感染症の影響により、感染拡大防止において重要な役割を担う同協会が、入院医療体制の整備、病院間の連携に係る業務等を行っていたことに鑑み中止した。第2期は、公の施設を管理している団体を対象に、これまで監査を実施していなかった団体に着目して監査を実施した。

### 2 実施手続

財務監査と同様である。

実施計画の策定及び監査の手続に当たっては、公認会計士の専門的知見を活用した。

### 3 監査対象団体、市の所管課等及び監査実施日

#### (1) 第1期(財政援助団体監査)

##### ア 財政援助団体

公益社団法人相模原市病院協会

##### イ 市所管課

医療政策課

##### ウ 監査実施日

新型コロナウイルス感染症の影響により中止

#### (2) 第2期(公の施設の指定管理者監査)

##### ア 対象施設

相模原市立相模川自然の村及び相模原市立相模川自然の村野外体験教室

##### イ 指定管理者

西洋フード・コンパスグループ株式会社

(令和3年4月1日、コンパスグループ・ジャパン株式会社に社名変更)

ウ 市所管課

観光・シティプロモーション課及び相模川自然の村野外体験教室

エ 監査実施日

令和3年3月25日

4 監査の結果

区分	指定管理者	市所管課
指摘事項	4件	3件
注意事項	2件	0件
意見	0件	1件
計	6件	4件

(1) 指摘事項

ア 指定管理者

概 要	措置公表日
<p><b>【収支報告書について】</b>                      相模川自然の村及び野外体験教室の指定管理業務に関する収支報告については、本社の会計記録を相模川自然の村及び野外体験教室に係る経費に分類して集計する作業において計上漏れや重複計上等が生じており、その結果、総勘定元帳や請求書等の証拠書類との整合性が取れず、収支報告書が正確であることが確認できなかった。</p>	令和3年 5月26日
<p><b>【第三者委託の届出について】</b>                      (ア) 令和元年度に第三者へ委託した相模川自然の村に係る予約システム保守業務において、協定書に定める第三者委託に係る書面による市の承認を受けていることが確認できなかった。                      (イ) 令和2年度の相模川自然の村及び野外体験教室の指定管理業務において、指定管理者から提出された令和2年度事業計画書に再委託する業務が記載されていたが、協定書に定める第三者委託に係る書面による市の承認を受けていることが確認できなかった。</p>	令和3年 5月26日
<p><b>【個人情報の取扱いに関する措置について】</b>                      (ア) 相模川自然の村に係る予約システム保守業務について、個人情報の取扱いを第三者に委託しているにもかかわらず、特記事項に定める第三者委託に係る書面による市の承認を受けていることが確認できなかった。また、再委託の相手方における個人情報を取り扱う作業責任者等について、市へ書面による報告をしていることが確認できなかった。</p>	令和3年 5月26日

<p>(イ) 野外体験教室の個人情報を取り扱う作業責任者について、特記事項に定める秘密保持に関する誓約書の受領に係る報告を市へ行っていることが確認できなかった。</p>	
<p><b>【修繕費の報告について】</b></p> <p>(ア) 野外体験教室の地下ピット給湯管漏水補修工事に係る費用が、相模川自然の村の修繕費精算報告書に計上されていた。</p> <p>令和元年度の修繕費精算報告書では修繕費は全額執行した旨の報告となっていたが、誤って計上された費用を除いた場合、相模川自然の村の修繕費に残額が生じることになる。</p> <p>(イ) 総勘定元帳に消耗品費として計上されている芝刈機及びエンジン刈払機の購入費が野外体験教室の修繕費精算報告書に計上されていた。また、エンジン刈払機については平成30年度に購入されており、その額は消費税込みの購入金額に消費税相当額を加えた額となっていた。</p>	<p>令和3年 5月26日</p>

イ 市所管課

概 要	措置公表日
<p><b>【指定管理業務に係る報告について】</b></p> <p>指定管理者による会計処理については、本社において相模川自然の村分及び野外体験教室分の経費の仕訳を一括して行い、その結果出力される営業成績表を基に各々の施設に分類し、収支報告書を作成している。しかしながら、収支報告書作成の過程において計上漏れ、重複計上等が散見されたほか、修繕費の計上誤りが生じるなど、結果として市は誤った内容の収支報告書及び修繕費精算報告書を受領していた。</p>	<p>令和3年 5月26日</p>
<p><b>【第三者委託の届出について】</b></p> <p>第三者への業務委託について調査したところ、令和元年度の相模川自然の村に係る予約システム保守業務並びに令和2年度の相模川自然の村及び野外体験教室の指定管理業務のうち再委託により実施するものについて、協定書に定める第三者委託に係る書面による承認をしていることが確認できなかった。</p>	<p>令和3年 5月26日</p>
<p><b>【個人情報の取扱いに関する措置について】</b></p> <p>協定書の特記事項に定める提出書類について調査したところ、相模川自然の村に係る再委託において、特記事項に定める第三者委託に係る書面による承認をしていることが確認できなかった事例や、再委託の相手方における個人情報を取り扱う作業責任者等について書面による報告を受けていることが確認できなかった事例が見られた。また、野外体験教室の個人情報を取り扱う作業責任者について、特記事項に定める秘密保持に関する誓約書の受領に係る報告を受けていることが確認できなかった。</p>	<p>令和3年 5月26日</p>



## (2) 注意事項

### ア 指定管理者

概 要
<p><b>(ア) 利用料金等の預入れについて</b></p> <p>令和2年9月分の相模川自然の村の利用料金及びレストラン売上等の収入に関する事務を調査したところ、収入金に係る預入れの日付について、預金口座への入金記録とつり銭帳簿とが一致していない事例が見られた。</p> <p><b>(イ) 現金等の管理について</b></p> <p>つり銭帳簿の記録を調査したところ、現金の受払いについて複数人で確認を行っていることが書面により確認できなかった。また、収入印紙管理簿について、責任者の押印がなかったほか、取扱者の確認印が漏れている事例が見られた。</p> <p>今後は、現金出納の記録を適正に行うとともに、現金等の取扱いに当たっては複数人による確認を行いその記録を残すなど、市の現金出納員の手引きを参考に適切に事務を執行するよう注意する。</p>

## (3) 意見

### ア 市所管課

概 要
<p>相模川自然の村及び野外体験教室においては、効果的・効率的な施設運営を行うため一体的に管理が行われ、収支報告、修繕費の精算等は施設ごとに行われている。各所管課においては、このような施設管理の状況にあることを踏まえ、指定管理者を交えた三者による管理運営状況の確認体制の整備を検討するなど、効率的な施設運営に努められたい。</p> <p>本市では、指定管理業務のモニタリングの精度向上のため、令和2年度から指定管理者の履行状況に関する履行管理チェックシートを導入し、抽出により会計帳簿等の確認を行っているところである。</p> <p>各所管課においては、モニタリングを効果的に運用し、より一層施設の管理運営の適正性の確保に努められたい。</p>

## 第6 住民請求監査

市民から、市長による違法又は不当な財務会計上の行為があるとして請求された監査は、職員措置請求書に記載された事項及び事実を証する書面を勘案し、次のとおり実施した。

用語の説明	
勧告	… 監査の結果、請求に理由がある（措置が必要）と認めること。
棄却	… 監査の結果、請求に理由がない（措置不要）と認めること。
却下	… 監査の要件を備えていない（監査不実施）又は監査の結果、要件の不備が判明したこと。

### 1 監査の結果

受理日	令和2年6月10日
案件	相模原市小規模事業者臨時給付金について
請求の 要旨	<p>相模原市小規模事業者臨時給付金(以下「臨時給付金」という。)の給付要件を定めた「相模原市小規模事業者臨時給付金支給要綱」(以下「要綱」という。)は、令和2年6月1日時点で国の持続化給付金の交付対象でないことを給付要件としており、同じく新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受ける小規模事業者であるにもかかわらず、国の持続化給付金の交付対象者か否かにより、臨時給付金が給付される者とされない者が存在することとなるのは社会的身分により合理的理由なく差別するものであり憲法第14条第1項に反し違憲である。</p> <p>また、令和2年6月1日時点で国の持続化給付金の交付対象である者は臨時給付金の給付を受ける権利を制限されるものであることから、当該給付要件を要綱の内容とするのであれば、地方自治法第14条第2項(以下「法」という。)から条例で定める必要があり、条例の定めなく給付することは法第14条第2項に反し違法である。</p> <p>違憲、違法により無効な要綱に基づき給付される臨時給付金は無効であり、無効な給付は市の損害となるため、臨時給付金の給付の中止及び給付要件の是正を求める。</p>
監査対 象事項	相模原市小規模事業者臨時給付金の支給に違法があるか、また、そのために臨時給付金の支給を中止し、国の持続化給付金受給権者の要件を除外するなど支給要件を是正すべきと勧告すべきか否かを監査対象事項とした。
実施方法	<p>請求人の証拠の提出及び環境経済局経済部長及び環境経済局経済部産業支援課長を関係職員とした陳述の聴取を実施した。なお、請求人の陳述については、請求人本人から辞退する旨の申出があったため、実施しなかった。</p> <p>また、環境経済局経済部産業支援課を担当課として、関係書類の提出を求め、事実確認の調査を実施した。</p>

公表日	令和2年8月4日
監査の結果	<p data-bbox="475 259 539 293">棄却</p> <p data-bbox="459 309 1401 577">(1)国は、新型コロナウイルス感染症拡大による営業自粛等により特に大きな影響を受ける事業者に対して事業の継続を支援することを目的として、令和2年1月以降から申請する月の前月までの間において前年同月比で事業収入が50パーセント以上減少した月があることなどを要件に、事業全般に広く使える給付金を給付する持続化給付金を施行した。</p> <p data-bbox="496 593 1401 817">一方、市は、新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛要請などの影響を受け、売上が減少しているにもかかわらず国の持続化給付金の対象とならない小規模事業者に対し、速やかに資金を届けることを目的とした臨時給付金を創設し、令和2年6月1日時点において国の持続化給付金の交付対象者でないことを支給要件の一つに定めた。</p> <p data-bbox="459 833 1401 1012">(2)臨時給付金は、主に前年同月比で事業収入が30パーセント以上50パーセント未満の減少にとどまるため、国の持続化給付金の対象とならない小規模事業者に対し、迅速な支援をすることを目的として創設されたものであり、その目的が正当であることはいうまでもない。</p> <p data-bbox="496 1028 1401 1296">その上で、申請開始日を令和2年6月1日とし、支給対象となる小規模事業者に対し迅速に支援を行うことを謳う臨時給付金の目的との関係においては、令和2年6月1日時点において国の持続化給付金の交付対象者でないことを臨時給付金の支給要件とせざるを得ず、そのような支給要件を定めることには、十分な合理性があるものというべきである。</p> <p data-bbox="496 1312 1401 1491">したがって、市が令和2年6月1日時点において国の持続化給付金の交付対象者でないことを要件として臨時給付金の支給決定を行うことには合理的理由があり、法の下での平等を定める憲法第14条第1項に違反するものではない。</p> <p data-bbox="459 1507 1401 1731">(3)臨時給付金における給付金を受ける権利なるものは、市の給付金支給決定がなされる前に発生しているものではなく、給付金支給決定がなされてはじめて発生するものである。また、臨時給付金は、市民の権利・自由を制約し、又は義務を課すものではなく、市民に行政サービスを提供する給付行政に属するものである。</p> <p data-bbox="496 1747 1401 1881">したがって、市が条例の定めによらないで臨時給付金の支給決定を行うことは、市民の権利・自由を制約し、又は義務を課すものではなく、法第14条第2項に違反するものではない。</p> <p data-bbox="496 1897 1401 1962">以上のことから、請求人の主張には理由がなく、本件職員措置請求を棄却する。</p>

2 却下（監査の要件を備えていないとして受理に至らなかったもの）

1	受付日	令和2年7月16日
	案件	麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業について
	請求の 要旨	<p>(1) 不当な公金の支出、債務の履行について</p> <p>市は宅地の評価業務を業者に委託したが、宅地評価の計算過程において特定の宅地所有者が有利になるよう市が指示を行ったことにより、土地の評価基準によらず係数などが操作され、適法なコンサルティング業務を受託者から受けられなかったのであるから、当該コンサルティング契約に基づく市の債務の履行は不当であり、不当な公金の支出又は債務その他の義務の負担があった。</p> <p>(2) 違法な指示及び宅地評価に基づく損害賠償請求権の行使を怠ったことについて</p> <p>市の指示及び同指示に基づく宅地の評価は違法であり、これにより発生した損害について、市は係数操作に係る指示に関与した長等に対する損害賠償請求権の行使を怠っている。</p> <p>(3) 資金計画の変更を怠ったことに基づく損害賠償請求権の行使を怠ったことについて</p> <p>市が資金計画について、地中障害物の廃棄物処理費用を計上せず、また平成29年3月の国庫補助金収入を見込めなかったにもかかわらず変更を怠ったことにより発生した損害について、市は長等に対する損害賠償請求権の行使を怠っている。</p> <p>(4) 違法・不当な契約の締結に基づく損害賠償請求権の行使を怠ったことについて</p> <p>市は包括委託受注者との間で包括委託契約を締結したが、事業運営管理を実施できる体制が構築されていなかったこと、入札の落札者決定基準の策定過程及び内容に関して評価項目に不適切な部分があったこと、総合評価方式の点の配分についての市の説明が不適切であったこと、議会に対して正確かつ十分な資料が提出されていなかったことなど、契約締結過程に違法・不当があり、違法・不当な契約を締結したもので、これにより発生した損害について、市は長等に対する損害賠償請求権の行使を怠っている。</p>
	通知日	令和2年8月12日
	却下し た理由	<p>(1) について</p> <p>請求人のいうコンサルティング契約とは、平成27年4月20日に締結された市とコンサルティング業者との業務委託契約(以下「本委託契約」という。)を指しているものと解されるところ、本委託契約に基づく支出命令は平成28年4月14日、支払は同年5月2日になされたことが認められ、それぞれの行為の翌日から起算して既に1年以上が経過している。</p> <p>また、令和2年3月31日には麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理</p>

事業第三者委員会調査報告書(以下「調査報告書」という。)が市に提出されたことについて報道提供がなされ、同年4月1日には調査報告書が各区行政資料コーナーに配架されるとともに、市ホームページに掲載されており、遅くともこの時点では、客観的に本委託契約及びそれに基づく支出の存在を知り得たはずである。本件監査請求はこの時点から約3か月半経過した後になされたものであるから、同時点から相当な期間内になされたものということとはできず、「正当な理由」があるということとはできない。

したがって、本件監査請求は、監査請求の期間を徒過したものである。

#### (2) について

住民監査請求書の記載及びこれに添付された事実証明書の記載を総合して判断するに、請求人は、「公金支出額の損失を被っている」と主張しているが、損害の具体的な内容は示されていない。

また、長等の違法な指示への関与の内容・時期・態様、因果関係が具体的に摘示されているとはいえない。

したがって、本件監査請求は、監査の対象となる損害賠償請求権の行使を怠る事実を、他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示しているということとはできない。

#### (3) について

住民監査請求書の記載及びこれに添付された事実証明書の記載を総合して判断するに、請求人は、「使用収益できない宅地所有者に対する損失補償を余儀なくされるなど土地区画整理事業の遅延による多岐にわたる損害を被っている」と主張しているが、かかる損害の特定は包括的なものであり、多岐にわたる損害のうち、いかなる損害について補填を求めているのかが明らかではない。また、行為者、違法行為(原因行為)の内容・時期・態様、因果関係についても具体的に摘示されているとはいえない。

したがって、本件監査請求は、監査の対象とする損害賠償請求権の行使を怠る事実を、他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示しているということとはできない。

#### (4) について

本件監査請求の対象は、市と包括委託受注者との間で締結された財務会計上の行為である包括委託契約の違法性を前提として発生する実体法上の損害賠償請求権の行使を怠っていることであるから、本件監査請求については、怠る事実に係る請求権の発生原因たる包括委託契約のあった日を基準として、法第242条第2項の監査請求期間の制限を適用すべきである。

この点、住民監査請求書の記載及びこれに添付された事実証明書の記載を総合して判断するに、請求人のいう包括委託受注者との契約の締結とは、平成28年3月24日に締結された市と清水建設株式会社横浜支店との「相模

		<p>原都市計画事業麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業の工事等に関する業務の包括委託」契約の締結を指しているところ、当該契約の締結日の翌日から起算して既に1年以上が経過している。</p> <p>また、上記(1)で述べたのと同じく、「正当な理由」があるということとはできない。</p> <p>したがって、本件監査請求は、監査請求の期間を徒過したものというべきである。</p> <p>以上のことから本件請求は、住民監査請求の要件を具備しておらず、適法な請求とは認められないため、これを却下すべきものと判断した。</p>
2	受付日	令和2年10月22日
	案 件	旧相原高校敷地内のクスノキの管理について(請求人140名)
	請求の 要 旨	保存樹木の指定をされていた旧相原高校のクスノキについて、治療費を支援する制度があるにもかかわらず、所有者である神奈川県への働きかけもせず適正な処置をしないまま治療を放棄したことは財産の管理を怠る行為に該当する。相模原市生物多様性に配慮した自然との共生に関する条例の趣旨を自ら歪め、財産の管理を怠った市長に必要な措置を求める。
	通知日	令和2年11月11日
	却下し た理由	<p>住民監査請求の対象となる財務会計上の行為のうち、財産の取得、管理若しくは処分の対象となる財産は、当該地方公共団体の所有に属する財産であるとされており(法第237条第1項、第238条第1項、第239条第1項及び第240条第1項)、当該地方公共団体の所有に属する財産に関するものでなければ、住民監査請求の対象とはならない。</p> <p>これを本件請求についてみると、請求人が問題としているクスノキは、神奈川県所有地に植栽され所有地に符合したものであり、神奈川県所有に属する財産であるから、本市の所有に属する財産には当たらないので、住民監査請求の要件を具備しておらず、適法な請求とは認められないため、これを却下すべきものと判断した。</p>
3	受付日	令和2年10月22日
	案 件	旧相原高校敷地内のクスノキの管理について(請求人:クスノキ(学名Cinnamomum camphora))
	請求の 要 旨	保存樹木の指定をされていた旧相原高校のクスノキについて、治療費を支援する制度があるにもかかわらず、所有者である神奈川県への働きかけもせず適正な処置をしないまま治療を放棄したことは財産の管理を怠る行為に該当する。相模原市生物多様性に配慮した自然との共生に関する条例の趣旨を自ら歪め、財産の管理を怠った市長に必要な措置を求める。
	通知日	令和2年11月11日
	却下し た理由	住民監査請求ができるのは、当該地方公共団体の住民とされており、かつ、住民監査請求を行うことは法律上の権利行使に当たるため、請求人には法律上の行為能力があることが求められる。

		<p>これを本件についてみると、本件請求の請求人であるクスノキは樹木であり、意思能力はもちろんのこと、法律上の行為能力が認められないことは明らかである。</p> <p>したがって、本件請求の請求人は、住民監査請求の請求人としての資格を欠いており、適法な請求とは認められないため、これを却下すべきものと判断した。</p>
4	受付日	令和2年11月20日
	案 件	旧相原高校敷地内のクスノキの樹木診断費用について(請求人140名)
	請求の 要 旨	市長は保存樹木に指定されていた旧相原高校のクスノキについて、令和元年7月21日に樹木健康診断を行ったが、保存樹木の指定期間である令和2年3月31日までに治療を行わなかった。樹木治療を前提とした樹木健康診断に公金を遣いながらその後の治療を行わなかったことから、当該樹木健康診断費用は違法又は不当な公金の支出に該当する。よって当該クスノキの樹木診断にかかった費用の返還を請求する。
	通知日	令和2年12月25日
	却下した理由	<p>樹木健康診断に要した費用の支払(以下「本件支出行為」という。)は、遅くとも令和元年9月13日までに行われており、監査請求期間を徒過している。</p> <p>また、請求人は、本市に対し本件支出行為に係る情報公開請求を令和2年10月14日付けで行い、同月22日に開示決定通知を得たことによって本件支出行為の存在及び内容を知り得たとするが、保存樹木の指定期間が満了した令和2年4月1日には本件支出行為に違法又は不当な点があると考えて監査請求をするに足りる程度に本件支出行為の存在及び内容を知ることができたと解されることから「正当な理由」があるとは認められない。</p> <p>したがって、本件監査請求は、監査請求の期間を徒過したものであるべきであり、適法な請求とは認められないため、これを却下すべきものと判断した。</p>
5	受付日	令和2年11月20日
	案 件	旧相原高校敷地内のクスノキの樹木診断費用について(請求人:クスノキ(学名Cinnamomum camphora))
	請求の 要 旨	市長は保存樹木に指定されていた旧相原高校のクスノキについて、令和元年7月21日に樹木健康診断を行ったが、保存樹木の指定期間である令和2年3月31日までに治療を行わなかった。樹木治療を前提とした樹木健康診断に公金を遣いながらその後の治療を行わなかったことから、当該樹木健康診断費用は違法又は不当な公金の支出に該当する。よって当該クスノキの樹木診断にかかった費用の返還を請求する。
	通知日	令和2年12月25日
	却下した理由	<p>住民監査請求ができるのは、当該地方公共団体の住民とされており、かつ、住民監査請求を行うことは法律上の権利行使に当たるため、請求人には法律上の行為能力があることが求められる。</p> <p>これを本件についてみると、本件請求の請求人であるクスノキは樹木であり、意思能力はもちろんのこと、法律上の行為能力が認められないことは明</p>

	<p>らかである。</p> <p>したがって、本件請求の請求人は、住民監査請求の請求人としての資格を欠いており、適法な請求とは認められないため、これを却下すべきものと判断した。</p>
--	--

## 第7 監査の結果から把握した不適正な事例の主な要因

### 1 法令・条例等の規定の確認不足

<p><b>法令等の確認不足により事務処理を誤ったもの</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金交付要綱の規定により、実行委員会の事業に要する経費を補助対象経費として、前金払で交付していたが、決算における各支出項目に予算額と決算額の相違が見られ、金銭債務の履行期限前に確定した債務金額となっていなかった。また、交付要綱や交付決定通知において、補助対象経費が明確にされていなかった。</li> <li>・補助金の交付手続において、補助金交付要綱に規定する交付要望者からの要望書の提出が確認できず、委任がないまま要望者連絡会からの交付申請により、その後の手続をしていた。また、補助金交付要綱における委任規定に不足があった。</li> <li>・給食調理業務委託において、同一事業者と締結した前回契約の協議事項を適用し、契約書類を取り交わすことなく仕様書に規定しない事項について支出した。</li> <li>・中学校の校舎改造及び自転車置場の設置工事において、校舎に係る工事費が当初の見込みより増額となったことから、自転車置場については工事を止め、従前と同じ単管パイプ等により再設置（原状回復）したが、建築基準法に抵触する恐れがあることから撤去されていた。</li> <li>・中学校の校舎改造工事において、壁を一部撤去する工事に着手したところ、本来は、設計段階において建物の構造等を十分に確認し、設計を行うべきものであったが、確認不足のため、工事中に耐震壁であることが判明し、壁の撤去工事を止め、他の工法により着手しなければならず工事費が増額となった。</li> </ul>
-------------------------------------	--

### 2 検証事務の不足

<p><b>市が作成した書類や受注者から提出を受けた書類の確認が不足していたもの</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃業務委託において、受注者から提出された作業日報に契約書に定められた業務内容の一部が実施された旨の記載が確認できなかった。</li> <li>・奨学金の給付事務において、給付実績を記録する台帳への記</li> </ul>
--	---



	<p>録を誤って記録したことから、重複払い及び給付漏れがあった。</p> <p>・中学校の校舎改造工事における設計段階において、当該建物の構造等を十分に確認せず設計を行った。</p> <p>・中学校の校舎改造工事において、工事監督記録簿への必要事項の記録が確認できなかった。</p>
--	---

### 3 競争性・公平性・透明性の確保についての認識不足

<p><b>契約を行うに当たり、競争性・公平性・透明性に対する意識が不足していたもの</b></p>	<p>・事業年度を2か年とし、初年度は調査、次年度は計画策定に係る業務委託において、業務の一体性や継続性が想定されるところ、業務全体を対象とした契約方法を検討せず、専門性を有する業者に対しそれぞれ委託することが妥当として、初年度は、指名競争入札による契約を締結したが、次年度の契約にあたり、前年度業務との一体性があり業務内容を熟知していることを理由に、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(その性質又は目的が競争入札に適しないもの)に該当するとして、初年度の契約相手と1者随意契約を締結した。</p> <p>・2課でそれぞれ契約する業務内容が同じ一般廃棄物収集運搬処分業務委託において、先に契約を締結した業務委託の入札業者に関連する他の業務委託についても契約する予定である旨が記載され、その後に契約を締結した業務委託では、先の入札により契約した業務委託の契約業者を相手方に、同委託の契約単価を採用した一者随意契約を締結していた。そのような契約関係ならば、入札時にあらかじめ対象とする全ての契約に関する業務内容や予定数量等の見積条件を明確に提示する必要がある。</p>
--	--

### 4 現金取扱事務に係る確認不足

<p><b>現金取扱職員や複数人によるチェックが徹底されていなかったもの</b></p>	<p>・利用料金等の収入金に係る預け入れの日付について、預金口座への入金記録とつり銭帳簿が一致していない事例があった。</p> <p>・つり銭帳簿の記録について、現金の受払いを複数人で確認し行っていることが書面により確認できなかった。</p> <p>収入印紙管理簿について、責任者の押印がなく、取扱者の確認印が漏れている事例があった。</p>
--	---

## 5 財務会計事務・出納事務に係る確認不足

<p><b>財務取扱職員や複数職員によるチェックが徹底されていなかったもの</b></p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・給食調理業務委託における休校期間中の必要経費の支出にあたり、消費税の課税対象外である人件費が含まれていたが、消費税相当額を含む請求金額を支払っていた。</li> <li>・給食調理業務委託の支出において、支払対象となる食数に二重計上がある業務完了届に基づき支出していた。</li> <li>・印刷製本費の支出事務において、実際の納品数と相違した納品書、請求書を受領し支払手続きが進められた。</li> <li>・指定管理者の業務に係る収支報告書について、総勘定元帳や請求書等の証拠書類との整合性が取れず、収支報告書が正確であることが確認できなかった。 所管課の受領した収支報告書においても、計上漏れや二重計上が散見され、また修繕費の計上誤りがあり、誤った内容の収支報告書や修繕費精算報告書を受領していた。</li></ul>
---	---

## 第2章 令和2年度の検査実施状況

### 第1 例月現金出納検査

例月現金出納検査の実施方法及び実施手続を次のように定め、検査を実施した。

#### 1 実施方法

例月現金出納検査は、会計管理者及び企業出納員の保管する現金(歳計現金、歳入歳出外現金、一時借入金、基金に属する現金、預り金)の在高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかの合规性を観点として実施した。

- (1) 各月の収支計算の正否を検査する。
- (2) 関係諸表等の計数の正否を検査する。
- (3) 現金、預金残高の正否及び歳計現金管理の適否を検査する。
- (4) 証書類は、適法なものかを検査する。
- (5) 収入及び支出書類の適否を検査する。

#### 2 実施手続

- (1) 監査委員は、会計管理者及び市長に対して、検査の実施を通知する。
- (2) 監査委員は、事務局長をして、実施計画に基づき検査の手続を行わせるものとする。
- (3) 事務局長は、監査委員に対して、検査の手続が終了したときは、その結果を報告する。
- (4) 監査委員は、検査を実施し、その結果を講評する。
- (5) 監査委員は、議会及び市長又は財産区議会議長及び財産区管理者としての市長に対して、検査の結果を提出する。

#### 3 検査の結果

12回実施した各月の例月現金出納検査の結果、公金の収支計数及び出納事務について、正確及び適正であることを確認した。

### 第3章 令和2年度の審査実施状況

#### 第1 決算審査及び基金運用状況審査

決算審査及び基金運用状況審査の方法を次のように定め、審査を実施した。

##### 1 一般会計、特別会計及び川尻・中沢財産区特別会計

###### (1) 審査の方法

審査に当たっては、相模原市監査基準(平成29年相模原市監査委員訓令第1号)及び令和元年度決算等審査実施計画に基づき、各会計歳入歳出決算書、同歳入歳出決算事項別明細書、同実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類について、それぞれが関係法令に準拠して調製されているか、決算の計数に誤りはないか、予算は適正かつ効率的に執行されているかなどを主眼として、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続により実施した。

また、財務監査及び例月現金出納検査を参考にして審査を実施した。

###### (2) 審査の結果

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同歳入歳出決算事項別明細書、同実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも法令に規定された様式により作成されており、歳入簿、歳出簿、証書類、財産台帳等を確認した限りにおいて、記載金額等は符合し、計数は正確であると認められた。

各基金の運用状況を示す書類は、基金出納簿、証書類を確認した限りにおいて、記載金額等は符合し、計数は正確であると認められた。

各会計の決算内容及び予算執行状況等については、おおむね適正であると認められた。

決算の概要等については、審査の内容に記述するとおりである。

なお、本決算審査意見書において意見を付した事項及び財務監査等において意見を付した事項については、今後検討し、又は改善するよう要望する。

###### (3) 令和元年度決算審査における意見

###### ア 一般会計、特別会計

###### (はじめに)

令和元年度の当初予算編成は、歳入の根幹をなす市税収入は景気の回復を反映し緩やかな増加が見込まれるものの、一方で、扶助費を中心とした義務的経費の増大などにより、引き続き厳しい財政状況が続くとの見通しの下に行われた。

平成31年4月の政府「月例経済報告」によれば、「景気は、このところ輸出や生産の一部に弱さもみられるが、緩やかに回復している」とされ、「先行きについては、当面、一部に弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、中国経済の先行き、海外経済の動向と政策に関する不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある」と報告されてい

る。

こうした中、「新・相模原市総合計画」の基本構想に掲げた都市像の実現に向け、「後期実施計画」の着実な推進を図るため、「誰もが安全でいきいきと暮らせる安心・福祉都市」、「学びあい 人と地域をはぐくむ教育・文化都市」、「やすらぎと潤いがあふれる環境共生都市」、「活力にあふれ多様な交流が生まれる広域交流拠点都市」及び「市民とともに創る自立分権都市」の5つの基本目標の下に、さらには、平成31年4月に就任した本村市長の基本的な考えである「市民に開かれた市政」、「持続可能なまちづくり」及び「市民が誇れるまちづくり」の下、市政運営が進められた。

「誰もが安全でいきいきと暮らせる安心・福祉都市」では、全ての子ども・若者が健やかに成長し、持てる力を生かして自立・活躍ができる社会の実現に向けて、新たに実施した幼稚園における2歳児預かり保育事業などの保育所待機児童対策推進事業や児童クラブ待機児童対策の推進などによる子育て支援の充実が行われたほか、施設等で暮らす子どもへの自立支援の推進などが行われた。また、災害救助法による救助実施市として、救助費用の財源に充てるための災害救助基金の積立が行われた。

「学びあい 人と地域をはぐくむ教育・文化都市」では、子どもたちが心豊かにたくましく未来を切り拓く力をはぐくむとともに、教員が子どもたちと向き合う時間を確保するなど、学校教育環境の充実を図るため、学校生活における医療的ケアの実施や部活指導員の配置などが行われた。また、市民が生涯にわたり学び、活躍できるような生涯学習環境の充実のため、公民館及びスポーツ施設の修繕等が行われた。

「やすらぎと潤いがあふれる環境共生都市」では、地球温暖化対策として住宅用スマートエネルギー設備の導入奨励や次世代クリーンエネルギー自動車等の普及促進が行われたほか、資源循環型社会の形成のため、一般廃棄物最終処分場第2期整備地嵩上の整備に向けた取組などが行われた。また、地域産業の強化・支援のため、産業用ロボットの導入支援や中小企業融資制度などによる支援が行われた。

「活力にあふれ多様な交流が生まれる広域交流拠点都市」では、首都圏南西部をリードする広域交流拠点の形成を目指すため、リニア中央新幹線の建設及び駅設置の促進や、交通ネットワークの充実のための圏央道インターチェンジアクセス道路の整備に向けた取組などが進められた。また、災害や事故などから市民の生命と財産を守り、誰もが安心して生活できるよう、既存住宅・建築物の耐震化促進、道路や橋りょうの計画的な維持管理などが行われた。

「市民とともに創る自立分権都市」では、協働に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、次期市民協働推進基本計画の策定に向けた取組が進められたほか、引き続き、自治会等地域活動の支援、交通事故や犯罪のない安全・安心なまちづくりの推進、地域の防犯力向上に向けた防犯カメラの設置促進などが行われた。  
(財政状況)

本市の財政状況を令和元年度の普通会計決算で概観すると、前年度に比べ、歳入は93億8,530万円(3.2%)増加し、歳出は83億3,915万円(2.9%)増加している。

財政指標から捉えると、財政基盤の強弱を示す「財政力指数」については、指数が「1」以上であれば財政的にゆとりがある状態を示すとされており、地方交付税制度では「1」以上の団体は普通交付税の不交付団体となる。令和元年度の財政力指数(単年度ベース)は、前年度に比べ0.018ポイント低下し、0.877となっている。

人件費、扶助費、公債費等の経常的経費に地方税、普通交付税等を中心とする経常的一般財源がどの程度充当されているかを表し、財政構造の弾力性を示す「経常収支比率」については、令和元年度は99.8%と前年度に比べ1.7ポイント悪化した。この比率が80%を超えると財政構造が弾力性を失いつつあるとされるが、近年は90%を超えて推移しており、財政構造は依然として硬直化している状況である。

決算剰余又は欠損の状況を財政規模との比較で表した「実質収支比率」は、標準財政規模の3%から5%程度が望ましいとされているが、前年度を0.5ポイント上回り5.3%となっている。

行政活動の多様化に対し、地方公社や第三セクターの状況を含めた地方公共団体の中長期的な財政運営の健全化を判断する財政健全化判断比率においては、実質赤字比率、連結実質赤字比率とも赤字額はなく、実質公債費比率は2.7%、将来負担比率は31.3%であり、いずれも早期健全化基準内の数値となっている。また、公営企業における資金不足比率においても、資金不足額は無い。

現在の本市の財政状況は、将来の市債の償還財源である減債基金が積み立てられ、中長期的な財政運営を示す指標等からは、健全財政の範囲内であることが認められる。しかしながら、扶助費の増加や公共施設の老朽化への対応など財政需要が増大する中においては、引き続き様々なリスクに備えた上で歳入歳出全般にわたるきめ細かな見直しを不断に行い、各種財政指標の動向等を注視しつつ、財政規律に配慮し、中長期的視点に立った健全な財政運営に努めるよう要望する。

(歳入・歳出)

一般会計と特別会計を合わせた総計決算では、歳入4,869億4,317万円、歳出4,727億2,598万円となり、前年度に比べ、歳入では111億2,830万円(2.3%)の増加、歳出では111億188万円(2.4%)の増加となっている。

一般会計の歳入では、歳入の根幹をなす市税が前年度に比べ32億583万円の増加となった。これは、雇用や所得環境の改善などによる個人市民税の増加や、新築物件の増加による固定資産税及び都市計画税の増加などによるものである。市税は市政運営に必要不可欠な自主財源であるため、その収入の確実な確保が求められるところであるが、本年度の調定額に対する収入額の割合を示す収入率は97.8%で、前年度と比較すると0.3ポイント上昇している。歳入に占める市税の割合は42.9%で前年度に比べ0.4ポイント低下し、市税などを含めた自主財源の

歳入に占める割合は 53.2%で前年度に比べ 1.0 ポイント低下した。

収入未済額は 78 億 6,898 万円で、前年度に比べ 12 億 6,988 万円の増加となっている。収入未済額の主なものは国庫支出金の 31 億 5,448 万円及び市税の 27 億 2,718 万円である。

市税については、現年課税分の未納者に対する「納付お知らせセンター」による電話での納付勧奨、休日・夜間における納税相談窓口の開設、早期の滞納処分の実施などの収納確保対策により、収入未済額は 27 億 2,718 万円で、前年度に比べ 2 億 9,611 万円減少し、不納欠損額は 2 億 4,494 万円で、前年度と比較して 8,410 万円の減少となっている。

市税以外では、私立保育園と公立保育園を合わせた保育料の収入未済額は 1 億 1,427 万円で、前年度と比べ 2,876 万円減少し、不納欠損額は 2,088 万円で、前年度と比べ 306 万円の増加となった。

市民の負担の公平性と自主財源の確保を図るため、債権の管理に関する条例に基づく全庁的な収納対策の強化に引き続き取り組むとともに、より一層納税しやすい環境づくりや納税意識の高揚を図るなど、多様な手段を講じて市税等の収入率の更なる向上に取り組まれない。

市債については 272 億 2,840 万円で、前年度と比べ 8 億 5,070 万円減少し、歳入決算額に占める市債の割合は 8.9%で前年度と比べ 0.6 ポイント低下している。市債の年度末現在高は 2,817 億 6,986 万円で、前年度と比べ 59 億 6,169 万円の増加となっている。市債は長期にわたって償還義務を負う借金であり、後年度の財政運営に影響を与えるものであることから、各種財政指標に留意し、適切な市債発行に努めるよう要望する。

歳出における性質別内訳では、義務的経費の構成比は 62.0%で、前年度に比べ 0.1 ポイントの上昇、投資的経費は 8.0%で 0.9 ポイントの上昇、その他経費は 30.0%で 1.0 ポイントの低下となっている。義務的経費の内訳では、人件費が 5 億 9,001 万円の増加、扶助費が 50 億 5,265 万円の増加、公債費が 4 億 3,290 万円の増加となっている。

扶助費をはじめとする義務的経費の増加により、投資的経費の占める割合は年々減少傾向にあったが、平成 30 年度及び令和元年度においては投資的経費の割合に若干の増加が見られた。これは、街路事業をはじめとする積極的な国庫補助金等の確保に向けた取組の成果であると認められる。引き続き国・県補助金及び交付金や事業者からの負担金など特定財源の確保に努め、持続可能な都市経営を行っていくための行政需要に見合った投資的事業の推進に取り組まれない。

歳出における決算不用額は 146 億 6,234 万円で、前年度と比べ 24 億 7,803 万円増加し、予算現額の 4.6%(前年度 4.0%)となっている。厳しい財政状況が続いていることから、財政運営に当たっては、適切な予算編成ときめ細かな予算執行に努め、不用額の抑制に努められたい。

次に、特別会計のうち国民健康保険事業特別会計についてであるが、歳入の主な

ものである国民健康保険税は、155億1,324万円で、前年度に比べ4億4,371万円の減少となっている。収入未済額は57億5,437万円で前年度に比べ9億3,333万円(14.0%)の減少となっており、収入率は70.4%で前年度に比べ3.2ポイント上昇している。

「神奈川県国民健康保険運営方針」との整合を図りつつ、平成29年10月に策定された「相模原市国民健康保険財政健全化方針」(平成30年度～令和2年度)に掲げる決算補填等を目的とした法定外繰入金の段階的な削減、保険税収納率(現年度分)の向上・収入未済額の削減等の目標を達成するための取組を着実に実施することにより、安定した医療給付及び健全な事業運営に取り組みたい。

(まとめ)

令和2年7月の政府「月例経済報告」によると、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きがみられる」とされており、「先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていくなかで、各種政策の効果もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されるが、感染症が内外経済に与える影響に十分注意する必要がある。また、令和2年7月豪雨等の経済に与える影響や金融資本市場の変動に十分留意する必要がある」としている。

本市の財政見通しについては、歳入においては地方消費税交付金等の増額などによる増加が見込まれる一方で、歳出においては引き続き扶助費を中心とした義務的経費の増額に加え、老朽化する公共施設の長寿命化事業などによる増額が見込まれることなどにより、令和元年度以降は、より一層収支の均衡を保つことが難しくなるものと見込まれている。また、経常収支比率は依然として非常に高い状況にあることから、引き続き、経常経費の見直しをはじめとする財政の硬直化の改善に向け取り組む必要がある。

人口減少社会における地方公共団体には、多様なニーズに対し、よりきめ細かな対応が求められていると同時に、それらの行政サービスを支える制度は多様化、複雑化している。また、情報化の進展により飛躍的に事務の効率化が可能となった一方、データ化に伴う個人情報流出やシステム障害等が生じた場合のリスクは拡大する傾向にある。このため、行政サービスの提供等の事務上のリスクを事前に洗い出し、識別し、及び評価した上で、その対応策を講じることによって事務の適正な執行を確保することが求められる。

地方自治法の改正により令和2年度から都道府県知事及び指定都市の市長には適正な事務処理等の確保並びに組織及び運営の合理化を図ることを目的として、内部統制に関する方針を定め、必要な体制を整備するとともに、内部統制評価報告書を作成して議会に提出することが義務付けられた。本市においては「相模原市内部統制基本方針」に基づき、財務に関する事務を対象とした内部統制制度の運用が開始されており、監査委員としては財務監査等の過程において、内部統制の整備状況及び運用状況について確認を行うこととしたところである。



今後は、市長のリーダーシップの下、内部統制制度が有効に機能するように全庁において組織的に取り組むことにより、不適正な事務処理の防止に努められたい。

近年では全国において大規模な自然災害が多く発生しており、令和元年10月に発生した「令和元年東日本台風」では、本市においても緑区を中心として多くの被害が発生し、その後の復旧・復興のために多大な労力と経費が費やされることとなった。

今年に入ってから国内でも確認されている新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、本年4月から5月にかけては新型インフルエンザ等特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発出される事態となり、今後も予断を許さない状況である。

このような不測の事態に対して平時より備えるとともに、発生した後は、迅速な対応の実施、住民の安全・安心の確保、行政サービス提供の維持などが求められ、それらを実施するためには必要となる財源の確保も重要である。本市は、これまでも地域防災計画等により大規模災害等への備えを行ってきており、令和元年度には災害救助基金の創設も行っているが、引き続き不測の事態が発生しても対応できるよう努めることを要望する。

最後に、本市の厳しい財政状況の下では、全ての職員が本市を取り巻く現状と課題を十分に認識し、これまで以上に危機意識と責任感を持ちながら適正に業務を遂行していくことが重要である。将来にわたり市民サービスを継続的、安定的に提供し、持続可能な都市経営を行っていくためには、施策目標の達成に必要な事業の精査・手法の見直しの徹底や将来の税源涵養など一層の歳入確保に向けた取組を進めるなど、適正でより効果的・効率的な行財政運営に努めるよう要望する。

#### イ 川尻財産区特別会計

「未来へつなぐさがみはらプラン～相模原市総合計画～」の基本目標では、目指すまちの姿の1つに「人と自然が共生するまち」を掲げているところである。

本市の豊かな森林は、木材の生産はもとより、水源かん養、山地災害の防止、二酸化炭素の吸収など、多様な機能を有しており、市民に様々な恩恵と快適でやすらぎと潤いのある生活環境をもたらすものであり、財産区財産はこの一翼を担うものである。

こうしたことから、財産区においては公益的役割を踏まえつつ、引き続き財産区財政の健全な運営に努められるよう要望する。

#### ウ 中沢財産区特別会計

「未来へつなぐさがみはらプラン～相模原市総合計画～」の基本目標では、目指すまちの姿の1つに「人と自然が共生するまち」を掲げているところである。

本市の豊かな森林は、木材の生産はもとより、水源かん養、山地災害の防止、二酸化炭素の吸収など、多様な機能を有しており、市民に様々な恩恵と快適でやすらぎと潤いのある生活環境をもたらすものであり、財産区財産はこの一翼を担うものである。

こうしたことから、財産区においては公益的役割を踏まえつつ、引き続き財産区

財政の健全な運営に努められるよう要望する。

## 2 下水道事業会計

### (1) 審査の方法

審査に当たっては、相模原市監査基準(平成29年相模原市監査委員訓令第1号)及び令和元年度決算等審査実施計画に基づき、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第3条に規定する企業の経営の基本原則を踏まえ、下水道事業会計の決算書類及び決算附属書類が関係法令に準拠して調製されているか、計数に誤りはないかを検証するとともに、経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを主眼として、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続により実施した。

また、例月現金出納検査を参考にして審査を実施した。

### (2) 審査の結果

審査に付された相模原市下水道事業会計決算書及び附属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、関係諸帳簿、証書類等を確認した限りにおいて、記載金額等は符合し、計数は正確であると認められ、予算の執行状況、経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められた。

審査の意見、決算の概要等については、次のとおりである。

なお、本決算審査意見書において意見を付した事項については、今後検討し、又は改善するよう要望する。

### (3) 審査の意見

#### (はじめに)

本市の下水道事業は、将来にわたり下水道経営を持続していくための基本的な方向性を示す「相模原市下水道ビジョン」や「相模川流域下水道全体計画」を上位計画とした「相模原市下水道基本計画」を基本として、施設の長寿命化や改築・修繕費等の平準化、地震対策が示された「相模原市下水道施設維持管理計画」や「相模原市下水道施設地震対策事業計画」、都市化の進展に伴う流出量の増加と保水機能の低下に起因する新たな浸水被害の解消への取組が示された「相模原市緊急雨水対策事業実施計画」などに基づいた事業が着実に進められている。

令和元年度は、浸水対策として緊急雨水対策事業実施計画に基づく雨水幹線等の整備や、下水道施設地震対策事業計画に基づく施設の耐震化、下水道施設維持管理計画に基づく施設の計画的な改築・更新、合流式下水道の分流化事業などが行われた。また、津久井地域の公共下水道による污水管等の整備や、市設置高度処理型浄化槽の整備などの未普及対策が進められた。

令和元年度末の公共下水道事業の処理区域面積は7,691ha、前年度末に比べ18ha増加し、処理区域人口は695,457人、前年度末に比べ1,228人増加し、処理区域人口普及率は96.9%で0.1ポイント上昇した。水洗化人口は689,506人で前年度末に比べ1,852人増加し、水洗化率は前年度末と同じ99.1%であった。また、市

設置高度処理型浄化槽は前年度末に比べ 102 基増加し、1,195 基が設置されており、水源地域における水質環境の保全に重要な役割を担うものとなっている。

令和 2 年 3 月には、中長期的な経営の基本計画である「下水道事業経営戦略」及び令和 2 年度から令和 11 年度までを計画期間として施策の方向性や具体的取組を示す「第 2 次相模原市下水道ビジョン」が策定され、「下水道事業経営戦略」を「第 2 次相模原市下水道ビジョン」の中に位置付け、各施策・取組の投資計画と財源試算の整合を示すことで、経営面からも評価・確認できるようにしている。

( 予算執行状況 )

令和元年度の下水道事業全体における予算の執行状況を見ると、収益的収入は予算額 162 億 353 万円に対して、決算額は 161 億 7,275 万円(収入率 99.8%)、収益的支出は予算額 158 億 53 万円に対して、決算額は 147 億 4,583 万円(執行率 93.3%)となっている。

また、建設改良費の予算額 140 億 2,171 万円のうち、令和元年東日本台風の影響などにより 37 億 7,446 万円を翌年度に繰り越したことにより、資本的収入は予算額 134 億 5,321 万円に対して、決算額は 84 億 2,820 万円(収入率 62.6%)、資本的支出は予算額 215 億 2,869 万円に対して、決算額は 159 億 6,542 万円(執行率 74.2%)となっている。

公営企業である下水道事業は、将来にわたり安定的かつ継続的な経営が求められている。そのためには、計画的かつ効率的に事業運営が行えるよう、下水道事業経営戦略に基づき、中長期的視点に立った年度計画としての予算を編成し、適切に執行されたい。

( 経営成績 )

経営成績については、下水道事業全体での営業損益を見ると営業収益は 103 億 7,395 万円、営業費用は 128 億 2,524 万円で、24 億 5,128 万円の営業損失となっている。また、事業本来の営業活動による営業収益に対して、どれだけ利益を得ているのかを示す営業収益営業利益率はマイナス 23.6%(前年度比 5.3 ポイント減)であった。一方で、主たる営業活動以外の原因から生じる営業外損益は、減価償却費に対する一般会計からの負担分等による他会計負担金 26 億 8,169 万円や、補助金等を長期前受金として一旦負債の部に計上し減価償却見合いで収益化した長期前受金戻入の 23 億 2,260 万円などにより、50 億 887 万円の営業外収益となっている。その結果、経常的に発生する収益とそれに要する費用を比較した経常損益は、9 億 3,329 万円の経常利益となっており、全体の経常収益と経常費用を対比した経常収支比率は 106.5%(前年度比 2.6 ポイント減)となっている。

また、一般会計繰入金を企業債償還時に受け入れたことによる過年度長期前受金戻入 2,958 万円を特別利益として計上したことから、当年度純利益は 9 億 6,288 万円となっている。なお、特別利益における過年度長期前受金戻入については、元金償還のための一般会計繰入金が、対応する減価償却費を上回り、営業外収益の長期前受金戻入として収益化できなかった過年度の減価償却費見合い分を遡及して

収益化し、計上しているものである。

全体の総収益と総費用を対比した総収益対総費用比率は、106.7% (前年度比 2.7ポイント減) となっている。経営の収益性を示す指標は、その率が高いほど収益性が良好であるとされており、引き続き、収益性を考慮しつつ、中長期的視点に立った安定的な経営に取り組むよう要望する。

(財政状態)

令和元年度における下水道事業会計全体の資産総額は、2,520億4,487万円で、前年度末に比べ12億5,376万円(0.5%)増加している。

資金調達源を示す負債、資本のうち負債の総額は、1,482億2,256万円であり、固定負債が企業債償還を主因に16億4,176万円減少した一方、流動負債が工事未払金の増加などにより8億5,641万円増加、繰延収益が10億7,623万円増加したことから前年度末に比べ2億9,088万円(0.2%)増加している。また、資本の総額は、1,038億2,230万円である。これは利益剰余金が7億1,953万円増加したことなどから、前年度末に比べ9億6,288万円(0.9%)増加したものである。

使用料の収入状況を見ると、未収金は17億2,566万円で前年度に比べ1,594万円増加し、不納欠損額は684万円で前年度に比べ1,215万円減少している。

事業運営に当たり、使用料は収入の根幹をなすものであり、受益者負担の原則や公平性の観点からも、引き続き適正な賦課徴収事務の執行に努めるとともに、滞納未収金の更なる削減に向けて積極的に取り組まれない。また、不納欠損処分に当たっては、引き続き適正に行うよう要望する。

企業債については、前年度に比べ発行額、償還額が共に増加している。令和元年度末の企業債未償還残高は814億422万円と、前年度に比べ17億1,646万円の減少となっている。

施設の改築・更新に伴う費用の調達財源である企業債については、今後の経営においてその償還が大きな負担とならないよう計画的な発行に努めるとともに、経営の安全性を示す指標の分析を通じ、経営基盤の安定性を確保されたい。

また、平成29年度の国の財政制度等審議会において、汚水に係る下水道施設の改築は「原則として使用料で必要な経費を賄うことを目指すべき」との考え方が示されている。仮に、改築に係る国庫負担がなくなった場合、財源不足を補うための使用料の引上げにつながるとともに、一般会計への負担も増加することが懸念されることから、下水道の公共的役割に対する国の責務を踏まえ、下水道施設の改築に対する国庫負担の確実な継続を国に対し強く要望されたい。

(一般会計繰入金)

地方公営企業法は、企業性(経済性)の発揮と公共の福祉の増進を経営の基本原則とするものであり、その経営に要する経費は経営に伴う収入(料金)をもって充てる独立採算制が原則とされている。しかし、その性質上企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費や、能率的な経営を行ってもなお、その経営に

伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費等については、補助金、負担金等の方法により一般会計等が負担するものとされており、この経費負担区分ルールについては毎年度「繰出基準」として総務省から各地方公共団体に通知されている。

このような経費負担区分により、一般会計等において負担すべきこととされた経費の所要財源については、原則として「公営企業繰出金」として地方財政計画に計上され、地方交付税の基準財政需要額への算入又は特別交付税を通じて財源措置が行われているところである。本市においては、「繰出基準」を基本として、地方財政計画以外に一般会計が負担すべき事業も含め、受益と負担の在り方の観点から「相模原市下水道事業会計繰出基準」により繰出額の基準が定められている。

一般会計からの繰入金状況を見ると、収益的収入に43億5,744万円、資本的収入に2億5,255万円、合計46億1,000万円となっており、いずれも当該基準に基づくものであった。

(まとめ)

本市の下水道事業は、昭和42年の事業着手から既に50年以上が経過した。今後は改築や更新のための維持管理経費等が確実に増大するとともに、将来的には人口減少等により有収水量が減り、それに伴う使用料収入の減少などが見込まれることから、施設の効果的な老朽化対策や効率的な整備、管理方法の見直しなどによる経費の縮減が求められている。

下水道は市民生活に欠かすことのできないインフラであるので、今後とも安定的、継続的にサービスを提供できるよう、経営指標の動向等を注視し、第2次相模原市下水道ビジョンに基づく目標管理によって計画的かつ合理的な事業経営に取り組むとともに、引き続き職員の経営意識の更なる向上や事業経営に関する積極的な情報提供に努めるよう要望する。

## 第2 健全化判断比率審査及び資金不足比率審査

健全化判断比率審査及び資金不足比率審査の実施手続を次のように定め、審査を実施した。

### 1 実施手続

#### (1) 形式審査

算定書類が総務省の定める様式で作成されているか、算定書類に記載された計数が決算統計等の関係諸帳簿を基に正確に計上されているか等を確認する。

#### (2) 実質審査(計数分析)

各比率の対象となる会計等は適正か、計上額に関係諸帳簿との不整合や含むべき金額の遺漏、重複はないか等を確認する。

#### (3) その他

審査に当たっては、必要に応じて関係部局から説明を聴取する。

### 2 審査の結果

#### (1) 健全化判断比率

健全化判断比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(単位：%)

区 分	令和元年度	早期健全化基準
実質赤字比率	-	11.25
連結実質赤字比率	-	16.25
実質公債費比率	2.7	25
将来負担比率	31.3	400

実質赤字額及び連結実質赤字額がない場合は、「-」を表示

令和元年度については、すべての比率が早期健全化基準内に収まっている。

#### 用語の説明

実 質 赤 字 比 率 ... 一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

連 結 実 質 赤 字 比 率 ... 全会計を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率(財産区特別会計を除く。)

実 質 公 債 費 比 率 ... 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

将 来 負 担 比 率 ... 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

早期健全化基準 ... 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定められている基準で、この基準を上回った場合、財政の早期健全化のための計画を策定・公表しなければならない。

(2) 資金不足比率

資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(単位：%)

区 分	令和元年度	経営健全化基準
下水道事業会計	-	20
簡易水道事業特別会計	-	20

資金不足額がない場合は、「-」を表示

令和元年度については、各会計とも資金不足比率が経営健全化基準内に収まっている。

本市においては、下水道事業会計及び簡易水道事業特別会計の2会計の資金不足比率が対象となる。

用語の説明

資金不足比率 ... 公営企業会計を対象とした資金不足額の事業規模に対する比率

経営健全化基準 ... 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定められている基準で、この基準を上回った場合、経営の健全化のための計画を策定・公表しなければならない。







相模原市監査委員事務局

〒252-5277

神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号